

# 開東社会保険ニュース

No. 5 0

平成14年7月



## 雇用保険被保険者の要件

短時間就労者（パ-トタイム-）が、雇用保険の被保険者になる要件につきましては、本ニュースNo.30にてご紹介させて頂きましたが、今月号では短時間就労者以外の項目について、雇用保険の被保険者になる要件についてまとめてみました。

### 法人の代表者

被保険者とならない。（例：代表取締役、合名会社や合資会社の代表社員）

### 株式会社の取締役

原則として被保険者とはならない。但し、取締役であっても同時に会社の部長、支店長、工場長等会社の従業員としての身分を有している者は、報酬支払等の面からみて労働者の性格が強い者であって、雇用関係があると認められる者に限り被保険者となる。

### 昼間部学生

原則として被保険者にならない。但し、卒業見込証明書を有する者であって、卒業前に就職し、卒業後も引き続き当該事業に勤務する予定の者、休学中の者又は一定の出席日数を過程修了の要件としない学校に在学する者（これらの事実について学校当局の証明書があるときに限る）であって、当該事業において同種の業務に従事する通常の労働者と同様に勤務し得ると認められる者は、被保険者となる。

### 事業主と同居している親族

原則として被保険者にならない。但し、事業主の指揮命令に従っていることが明確であり、就労の実態及び賃金の支払がその事業所の他の労働者と同様であり、事業主と利益を一にする地位（取締役等）にないときには、被保険者となり得る場合がある。

### 長期欠勤者

雇用関係が存続する限り、賃金の支払を受けていると否とを問わず、被保険者となる。

### 国外で就労する者

適用事業に雇用される労働者が事業主の命により、日本国の領域外において就労する場合（出張、転勤、出向、派遣等）であっても、事業主との雇用関係が存続している限り、被保険者となる。

但し、現地で採用される者は、日本国籍を有していても被保険者とはならない。



ホームページ <http://www.kaito-sr.com> メールアドレス [kaitosr@po.cnet-ta.ne.jp](mailto:kaitosr@po.cnet-ta.ne.jp)

ご質問・ご相談は

〒160-0023 新宿区西新宿 7-2-6 西新宿 K-1 ビル 8 階  
開東社会保険労務事務所  
TEL 03-3369-7411/8411 FAX 03-3369-2711